

公聴会の開催について（公告）

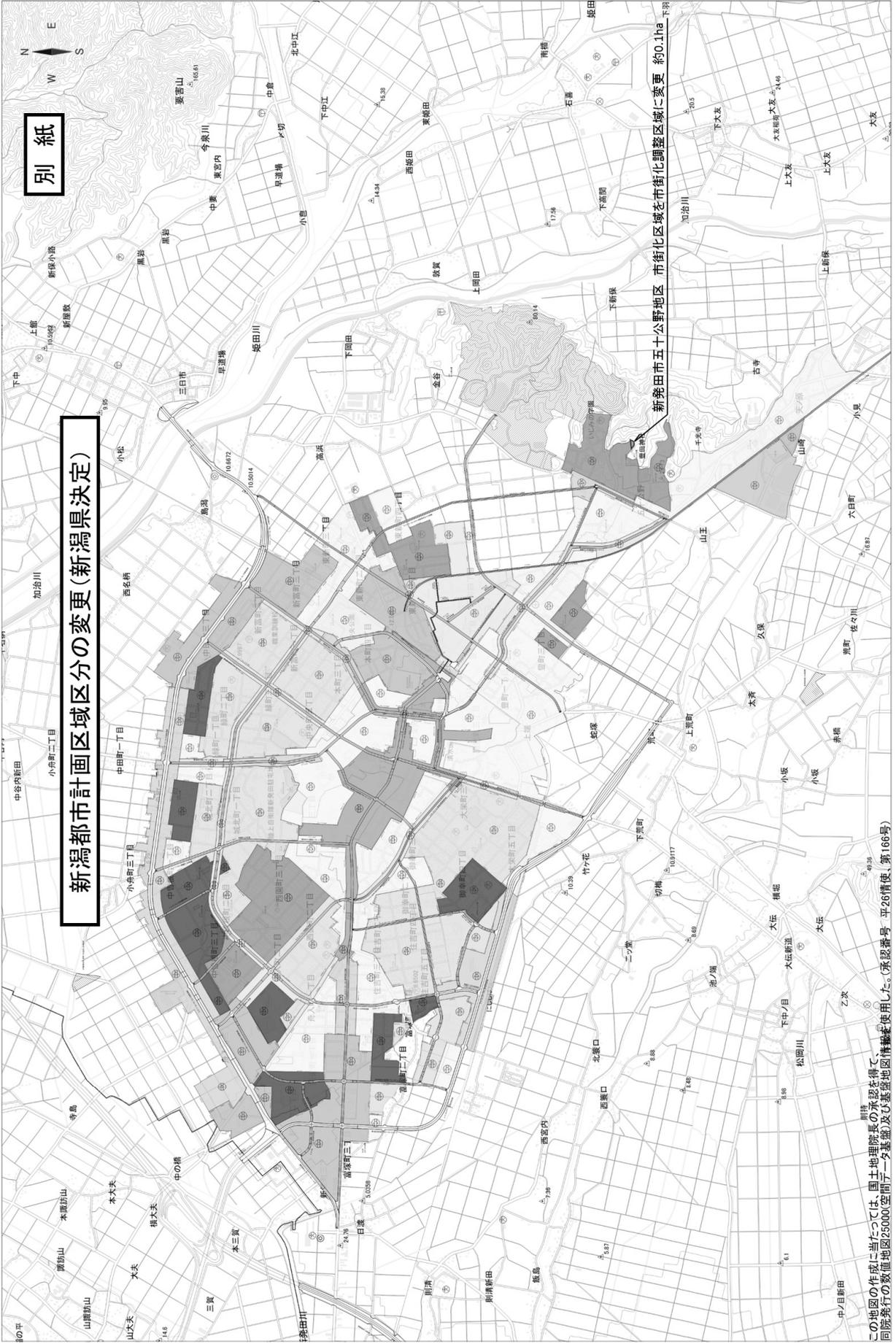
都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、新潟都市計画の変更の素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成27年6月30日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 公聴会の日時
平成27年8月3日（月）午後2時から
- 2 公聴会の開催場所
新発田市中央町4丁目11番7号
中央公民館 講堂
- 3 事案の概要
別紙「新潟都市計画区域区分の変更（新潟県決定）」のとおり。
- 4 素案の縦覧
新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課及び新発田市地域整備課において、7月14日（火）まで縦覧に供する。
- 5 公聴会に出席して意見を述べることができる者
新発田市の住民及び本都市計画に利害のある人
- 6 公述申出の方法
変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事及び新発田市長宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。
- 7 公述申出期限
平成27年7月14日（火）（必着のこと。）
- 8 公述申出先及び問合せ先
 - (1) 新発田市豊町3丁目3番2号（〒957-8511）
新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課
電話 0254-26-9653
 - (2) 新発田市中央町5丁目2番13号（〒957-0053）
新発田市地域整備課
電話 0254-26-3555
- 9 公述人の決定
公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。
- 10 費用負担
公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。
- 11 公聴会の傍聴
公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。
なお、会場への入室は、午後1時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の20名になり次第終了する。
- 12 公聴会の中止
公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。



別紙

新潟都市計画区域区分の変更(新潟県決定)

新井市五十公野地区市街化調整区域に変更 約0.1ha

この地図の作成に当たっては、国土地理院院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(空間一次基準)及び基礎地図情報を使用しました。(承認番号 平26情使(第106号))

